



自治労道本部 社福評ニュース

全日本自治団体労働組合北海道本部
〒060-0806 札幌市北区北6条西7丁目
北海道自治労会館
電話 011-747-3211
FAX 011-700-2053
編集・発行 居橋 真人
2013年12月27日 第1号

**保育事業にかかわる
組合員へのお知らせです**

2015年度から子ども・子育て支援新制度がはじまります！

新制度のポイント

- ①全ての子どもや子育て家庭の状況に応じた子ども・子育て支援の充実を図る。
- ②市町村に対し、「子ども子育て支援事業計画」の策定を義務付け。
- ③計画策定にあたっては、現在の利用状況と潜在的なニーズを把握し計画に反映。

給付・事業の全体像	
子ども・子育て支援給付	地域子ども・子育て支援事業
<ul style="list-style-type: none"> ■施設型給付(都道府県認可) ・認定こども園、幼稚園、保育所 ■地域型保育給付(区市町村認可) ・小規模保育(6人以上19人以下)・家庭的保育(5人以下)・居宅訪問型保育 ・事業所内保育 ■児童手当 	<ul style="list-style-type: none"> ■利用者支援・地域子育て支援拠点事業 ・一時預かり・乳児家庭全戸訪問事業 ■延長保育事業・病児・病後児保育事業 ■放課後児童クラブ ■妊娠検診



支援事業計画と「地方版 子ども・子育て会議」の設置
 ①「市町村子ども・子育て支援事業計画」の策定が義務付けられています。
 ②子ども・子育て会議は、労働組合、保護者団体などを委員として、多くの意見を受け計画を作成する必要があります。

本格実施までの現時点での想定イメージ(2015年度実施を想) 国で実施 → 自治体で実施 →

	2013年度	2014年度	2015年度
基本指針・事業計画	会議等での検討	地方版 事業計画の検討	
認可基準(幼保連携型認定子ども園)・確認基準	会議等での検討	条例の検討	認可・確認事務
保育の必要性の認定基準	会議等での検討		認定事務
公定価格	実態調査、会議等での検討	骨格の提示	
			利用者負担の決定
市町村事業	会議等での検討	条例の検討	届出受理・事業実施準備
幼保連携型認定子ども園保育要領(仮称)	関係審議会等での検討	ガイドライン等の策定	
			認定子ども園職員に対する研修
保育緊急確保事業	対象事業、要綱などの検討		
	保育計画の改定	保育緊急確保事業の実施	



「保育職場で働くみなさんの声を聞かせてください！」(匿名でもOKです)
 道本部社福評は、保育現場で働く組合員の生の声を集めています。現場から直接、道本部社会福祉評議会宛てにFAX(011-700-2053)してください。
 たくさんの意見や感想、現場の問題を教えてください。



道内における状況と各単組・職場での取り組み

道内のすべての市町村は北海道に対して「市町村子ども子育て会議」を設置すると回答をしています。

各市町村の状況は、子ども・子育て会議の設置や議論の進捗状況は様々ですが、支援事業計画が保護者や現場で働く労働者の意見が反映されず、地域住民のニーズに沿わない計画が策定・実施される懸念があります。

また、2014年4月～6月に実施が予定されている既存施設に対する新制度への移行に関する意向確認が実施されるなど、施設に雇用されている労働者の賃金・労働条件の変更を伴うことが想定されます。道本部としては、以下の取り組みを予定しています。

- ① 子ども・子育て新制度の準備状況に関する調査(1月から実施予定)
- ② 新制度に関する要請書の提出と交渉の実施(モデル要求参照)

市町村子ども・子育て支援事業計画策定に対するモデル要求

(1) 市町村の責務と役割等について

- ① 市町村は、新制度の実施主体としての権限と責務が法定化されたことから、その責任と役割および責務を明確にすること
- ② 支援事業計画の策定にあたっては、保育等の現場、保育等の利用者（保護者、労働者）など、幅広い関係者の意見を反映すること
- ③ 保育の実施等にあたっては、すべての子どもと子育て家庭への支援の拡充、質の高い保育と教育の提供、子どもの健やかな育ちを重層的に保障することを明記すること
- ④ 公立教育・保育施設については、子ども・子育て支援の専門機関および行政機関の一部であることから、新制度全体およびニーズ調査の結果を踏まえて、市町村と同様の責務等を担うことを明記すること
事例 障害児、社会的養護を必要とする子ども、新たに市町村に課せられた措置の受け入れや小規模保育事業に関する連携施設、地域の子育て拠点・支援ネットワークなど
- ⑤ 公立教育・保育施設の民間委託等の方針がある場合は、ニーズ調査結果を踏まえて教育・保育の確保が検討されることや新制度についてはPDCAサイクル手法の導入が求められていることから、一旦保留し、調査結果等を踏まえて、地方版子ども・子育て会議等において再検討すること
- ⑥ 本庁体制としては、教育・保育施設の担当部局の一本化および必要な人員、予算を確保し、円滑な事務の実施が可能な体制を整備すること。また、現場事情に精通した保育士等を配置すること

(2) 提供体制の確保等について

- ① 障害児や社会的養護を必要とする子どもやひとり親家庭等が排除されないための措置を講じること、また、受け入れに当たっては、その子どもや保護者が必要とする配慮や支援および体制を確保することを明記すること
- ② 児童館やファミリー・サポート・センターなど、多様な地域の社会資源を活用することを明記すること

(3) その他

- ① 利用希望の調査項目である利用状況と希望については、国が示した調査票に記載されている児童館と各自自治体等がその現状等に応じて提供している事業も含めること
- ② 保育士の処遇改善と人材確保を進めること。また、常勤換算や臨時・非常勤雇用は、保育の連続性の確保等についての支障が生じることから見直すこと
- ③ 地方消費税引き上げにともなう財源については、公立教育・保育施設の改修等にも充当すること